

# 競争ルールの検証に関するWG（第53回） 関係者ヒアリングご説明資料

2024年3月13日  
楽天モバイル株式会社

# 本日のご説明内容

## 1. 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

ネットワーク利用制限に関して ..... P2~7

## 2. 競争を一層促進させるための実効性の高い対策

指定対象事業者の見直しに関して ..... P8~19

## 3. その他モバイル市場の競争促進に資する対策

通信モジュール向けの通信サービスに関して ..... P20~21

## 【1. 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策】 ネットワーク利用制限に関して

---

# ネットワーク利用制限の条件と実施状況

- ✓ 以下の条件に該当する場合に、通話や通信の利用を制限するネットワーク利用制限を実施
- ✓ 当社におけるネットワーク利用制限の実施件数は下表のとおり（構成員限り）

## 条件

①債務不履行	②盗難等の犯罪行為	③不正契約	④補償サービス
代金債務(立て替払いによる分割支払金債務を含む)の履行がなされていない、またその恐れが高い場合	窃盗(盗難)や詐欺等の犯罪行為、その他法令に違反する行為(携帯電話不正利用防止法違反、文書偽造等)により不正に取得された場合	申し込みの記入内容(氏名・住居・生年月日等)に虚偽の事項が含まれている場合	オプションサービスであるスマホ交換保証プラスにて交換対象となった旧端末

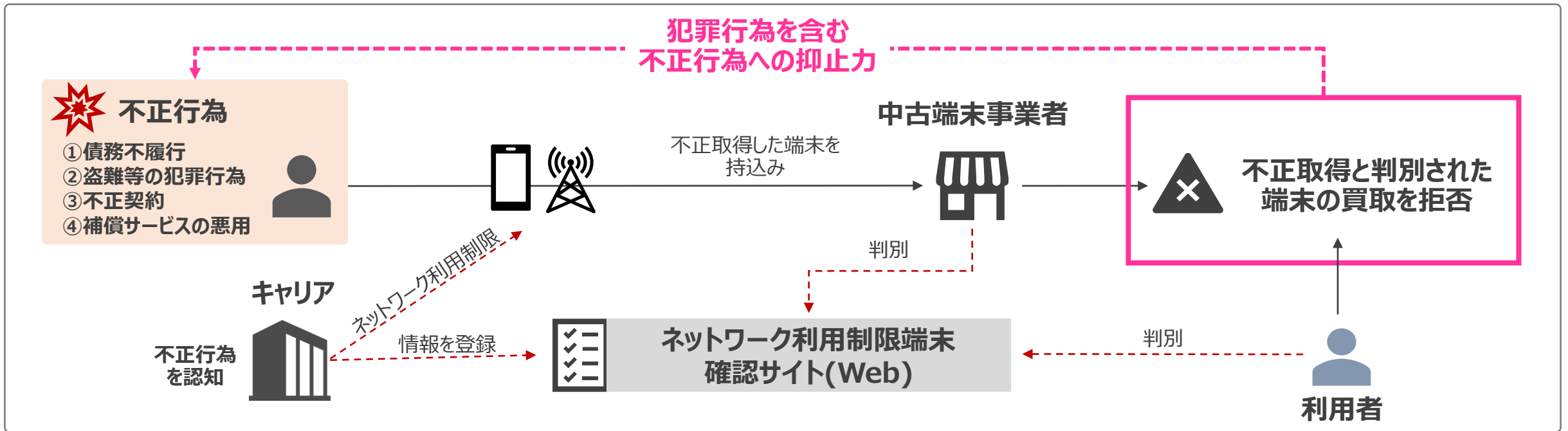
## 実施状況

構成員限り

# ネットワーク利用制限による不正行為の抑止

- ✓ 不正取得された端末の二次流通を抑止することで、犯罪行為を含む不正行為の抑止力として機能
- ✓ ネットワーク利用制限が廃止された場合、二次流通への歯止めが失われることによる、不正行為の増加が懸念される

## ネットワーク利用制限の仕組み



### ネットワーク利用制限が廃止された場合の懸念事項

- 不正取得された端末の二次流通への歯止めが失われる
- 抑止力の消失による、犯罪行為を含む不正行為の増加

# ネットワーク利用制限の効果

- ✓ 中古端末事業者や利用者が不正取得された端末を誤って購入してしまうリスクを防いでいる
- ✓ ネットワーク利用制限が廃止された場合、不正取得された端末の判別ができず、意図せず流通に加担する恐れがある

## ネットワーク利用制限の効果

### キャリア



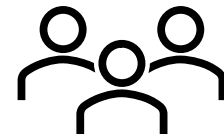
- 不正取得された端末の流通阻止

### 中古端末事業者



- 不正取得された端末の買取を防ぐ

### 利用者



- 不正取得された端末の購入を避ける

### ネットワーク利用制限が廃止された場合 の懸念事項

- 不正取得された端末の判別ができず、  
中古端末事業者・利用者が知らずに流通に加担してしまう恐れがある

# ネットワーク利用制限の見直し検討可能性

- ✓ 不正取得された端末の二次流通、及び中古端末事業者や利用者への注意喚起等の効果があると認識
- ✓ 債務不履行を理由としたネットワーク利用制限については、**端末の所有権が当社にないこと、他の手段により未納発生を抑制できていることから、見直し検討は可能と考える**

## ネットワーク利用制限端末の照会結果

照会結果	○	△	×	—
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークを問題なく利用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークを問題なく利用できるが、今後利用制限の対象となる可能性がある</li> <li>分割支払金のお支払い中 お支払い完了 残債の未納等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用制限が掛かっており利用できない</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①債務不履行</li> <li>②盗難等の犯罪行為</li> <li>③不正契約</li> <li>④補償サービスの悪用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IMEI(製造番号)が確認できない</li> </ul>

債務不履行の場合については、

- ① 端末の所有権が購入者に移転している
- ② 分割払いの支払方法を「クレジットカード払い」のみとすることで未納発生を抑制

債務不履行の場合について  
**見直し検討は可能**

# まとめ：ネットワーク利用制限に関して

## ● ネットワーク利用制限の効果

- 不正取得された端末の二次流通を抑止することで、犯罪行為を含む不正行為の抑止力として機能
- 中古端末事業者や利用者が不正取得された端末を誤って購入してしまうリスクを防いでいる

## ● 禁止による懸念

- 不正取得された端末の二次流通への歯止めが失われる
- 抑止力の消失による、犯罪行為を含む不正行為の増加
- 不正取得された端末の判別ができず、中古端末事業者・利用者が知らずに流通に加担してしまう恐れがある

## ● 見直し検討可能性

- 債務不履行を理由としたネットワーク利用制限については、端末の所有権が当社にないこと、他の手段により未納発生を抑制できていることから、見直し検討は可能と考える

犯罪行為を含む不正行為への抑止力としてのネットワーク利用制限の禁止については、慎重に判断いただきたい



## 【 2. 競争を一層促進させるための実効性の高い対策】

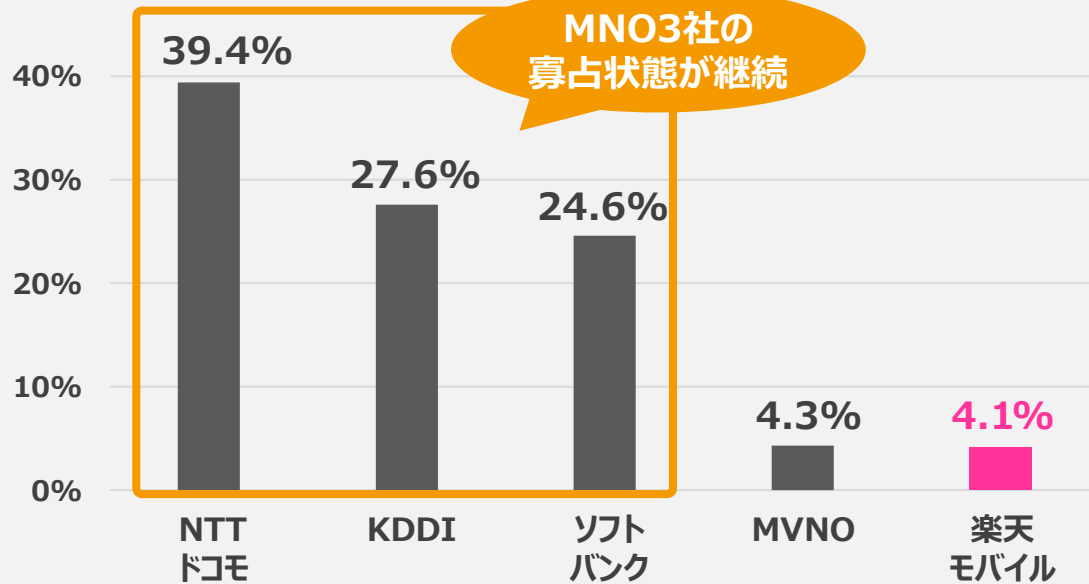
### 指定対象事業者の見直しに関して

---

# 指定対象事業者見直しの必要性

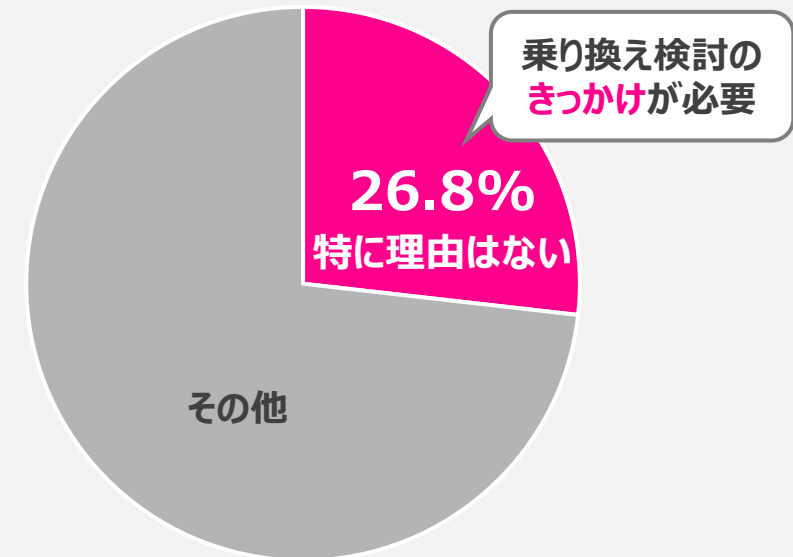
- ✓ MNO3社（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク）の合計シェアは90%を超えており、**現在も寡占状態が継続**
- ✓ 低廉な新料金プランに理由なく乗り換ええない利用者には、**乗り換え検討のきっかけが必要**

移動電気通信役務の事業者シェア



出典：競争ルールの検証に関するWG(第51回) 資料51-1

低廉な新料金プランに理由なく乗り換ええない利用者



出典：総務省 令和5年11月『日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン』

チャレンジングな施策により利用者が新規参入事業者の通信サービスを気軽に体験できる環境の実現により、競争を活発化する必要性あり

# 各種ガイドラインにおけるMNO・MVNOの区別

- ✓ MNOにおいてMVNOと異なる設備等が必要となる分野のガイドラインについてはMNOとMVNOは区別して規律されている一方、それ以外のガイドラインにおいては一律に規律されている
- ✓ 電通法27条の3のガイドラインにおいても、制定時より区別して規律されてきた

ガイドライン		MNO・MVNOとで区別された記載とその背景	
区別あり	eSIMサービスの促進に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>eSIMサービスの提供方法等</li> <li>番号ポータビリティの実施</li> <li>番号ポータビリティの実施方式</li> </ul>	当該サービス提供に必要な設備がMNOとMVNOとで異なるため、区別が必要
	携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン		
	電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定対象事業者</li> </ul>	MNOとMVNOとで異なる基準を設定
区別なし	電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン		
	消費者保護ルールに関するガイドライン		
	移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン		
	クラウドサービスの利用・提供における適切な設定のためのガイドライン		
	電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン		

# 競争影響低下に伴うMNO・MVNO共通規律検討（SIMロック原則禁止）

- ✓ 電通法27条の3等の運用に関するガイドライン制定時はMNOがSIMロックすることが可能であったが、その後SIMロックは原則禁止され端末のネットワーク利用においてMNO・MVNOに差はなくなった
- ✓ MNOであることによる競争環境への影響が低下したことから、MNO・MVNO共通の閾値等を設けることは考えられる

2019年9月

- MNOは周波数の割り当てを受けて自らのネットワークを運用
- MNO3社は自社の販売する端末が自社に係るプロフィールが記録されたSIMに対してのみ動作するようSIMロックを設定

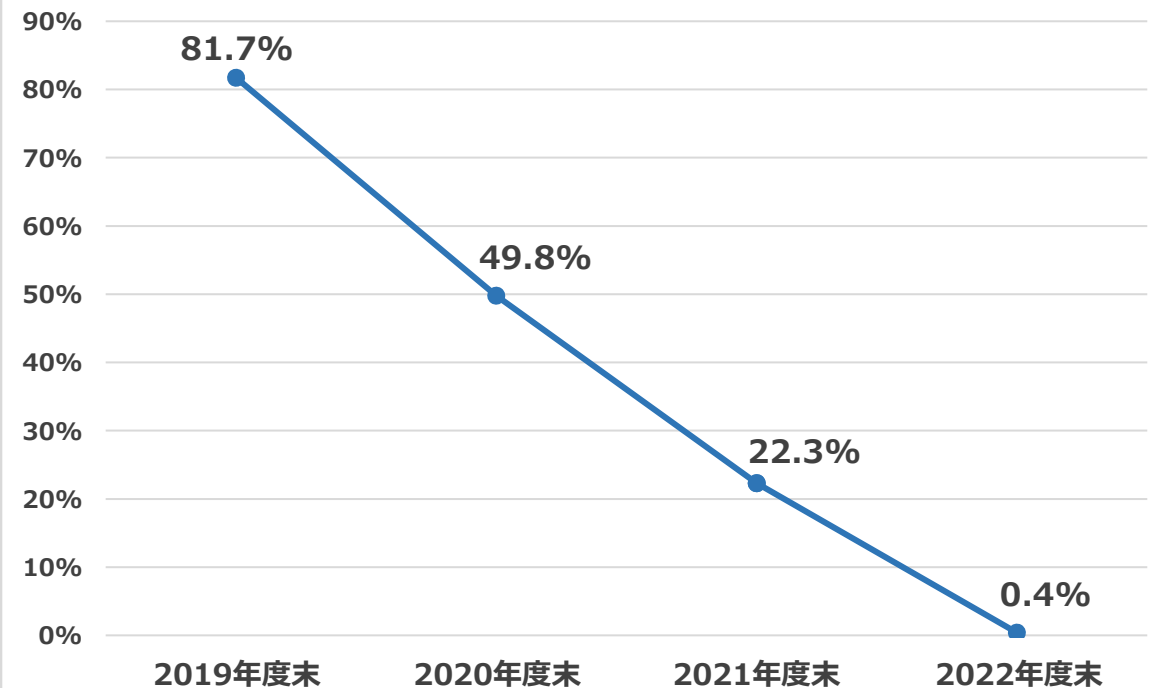
2021年8月

- 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドラインが改正され、2021年10月以降発売の新端末についてSIMロックすることを原則禁止

2022年度末

- MNO4社の販売端末におけるSIMロック端末の割合は約0.4%となり、**ほぼ全てがSIMロック解除されている**  
※2023年10月を以て経過措置が終了済

MNO4社の販売端末に占めるSIMロック端末の割合



出典：電気通信事業報告規則及び令和4年総基料第137号に基づく報告

# 競争への影響力を考慮した基準等の設定

- ✓ 新規参入事業者が、競争環境に一定の影響をもつまで、柔軟な施策が行える環境の実現が重要
- ✓ 指定対象事業者の基準については、第二種指定事業者相当を対象とした「シェア10%以上」とすることが適切と考える

## 第二種指定電気通信設備制度について

- 2012年に、情報通信審議会の答申を受け指定の基準値を引下げた際も、シェアが低いMNOについては、規制の対象外とした場合でも公正競争を阻害するとは考えにくいと示されている

### ■ 電気通信事業法施行規則の一部改正について

これを踏まえて、適用対象を拡大する場合の具体的な基準について検討を行うこととなる。答申においては、具体的な基準を検討するに当たって、以下の2点を踏まえることが適当とされている。

- ①MNO間の関係に着目し、上位3社の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきていると考えられる一方、加入者シェア第4位の事業者のシェアは第3位の事業者とは大きな開きがあり、上位3社との間で、交渉上の地位に顕著な優劣が生じていると考えられる現状を踏まえ、非対称規制の仕組みを維持しつつ、必要な見直しを行うこと。
- ②MNOとMVNOの関係に着目し、原則として全てのMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ちうるものの、シェアが相当程度低いMNOは、MVNOに自網を利用してもらうことによって収益拡大を図るインセンティブが働くことを踏まえて、必要な見直しを行うこと。「相当程度低いシェア」の判断に当たっては、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における判断基準など競争法上の基準値等を参考に検討すること。

### ■ 答申（関連部分抜粋）

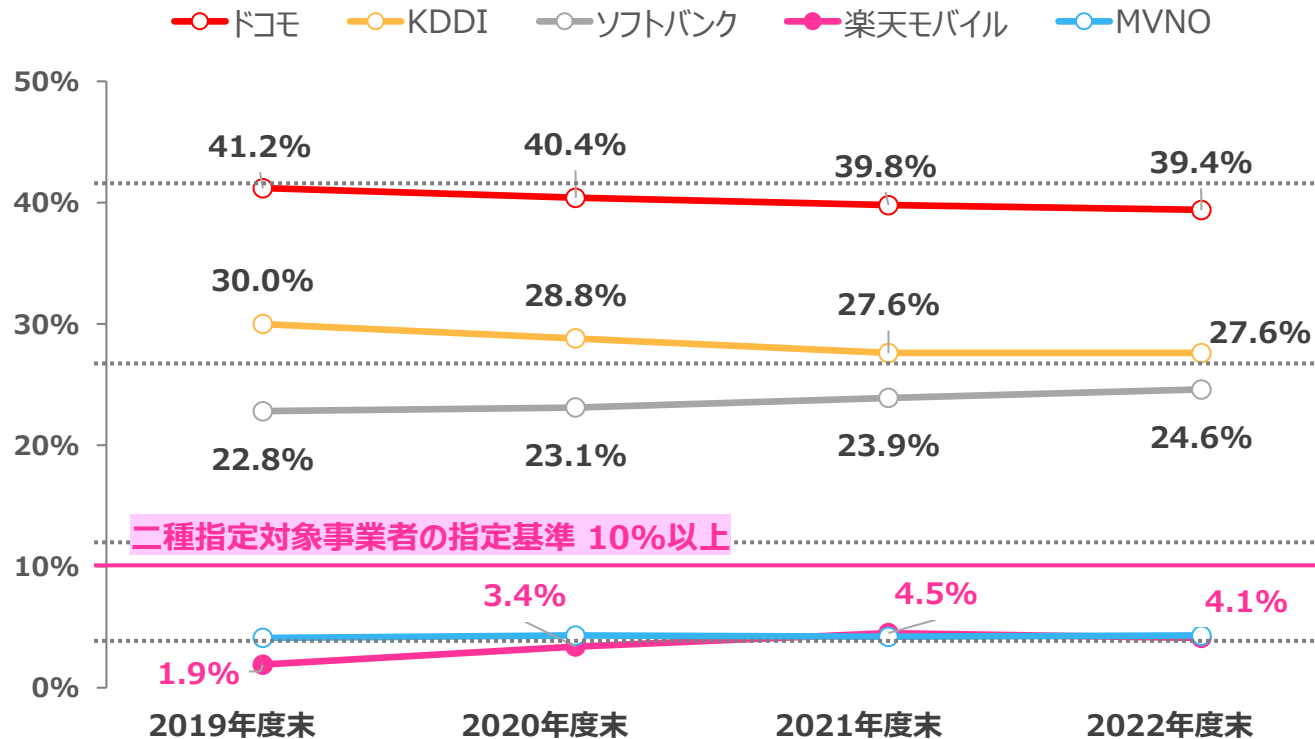
次にMNOとMVNOの関係について、MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、すべてのMNOはMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる。しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる。

※参照：2012年2月21日情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第33回）  
資料33-1「電気通信事業法施行規則の一部改正について」

# 参考：クーブマンの目標値

- ✓ 市場における各企業のシェアが持つ意味合いに注目し、市場シェアの目標値を定めた「クーブマンの目標値」によれば、第二種指定事業者相当（シェア10%以上）を対象とした場合でも、市場認知シェア（10.9%）を下回る

## 移動電気通信役務の事業者シェアの推移



出典：電気通信事業報告規則及び報告徴収に基づく報告

## 参考：競争環境への影響力

### クーブマンの目標値

41.7% 業界における優位な地位を確保

26.1% 市場に影響力を有する

10.9% 生活者に純粹想起される

2.8% 市場参入への足がかりを得た状況

出典：GMOリサーチ株式会社  
(<https://gmo-research.jp/research-column/market-share>)

# 通信サービスを気軽に体験できる環境の実現

- ✓ 競争環境への影響が限定的な新規参入事業者において柔軟な施策の実施が可能となった際には、当社においては、**新規顧客獲得に向けた施策の実施**により乗り換えのきっかけを提供していきたいと考えており、デジタルに慣れていない方含め「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に引き続き貢献したい

## ■ 通信サービスを気軽に体験できる環境での取り組みの方向性

利用者が乗り換えない環境 (現状)		当社が目指す方向性	
ヘビーユーザー	安いプランに乗り換えたいが、通信品質に不安	<b>新規獲得に向けた施策(例)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 6か月間の通信サービス無償体験または全額ポイントバック</li><li>➤ 30日間有効の無料お試しSIMをエリア限定で配布</li></ul>	通信品質やプランの安さを実感
ライトユーザー	メールやSNSは使えているので、乗換えの必要性を感じていない	<b>乗り換えのきっかけをつくる仕掛け(例)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・スマホ教室(基本から丁寧に説明)</li><li>・行政手続き講習会</li><li>・楽天ペイ 初めてのお支払いでポイントプレゼント</li></ul>	オンライン診療・行政手続、スマホ決済等の利便性を実感
デジタルに慣れていない方	スマートフォンの利便性を知らない		スマートフォンの利便性を実感

「誰一人取り残さない」  
デジタル化の実現に貢献

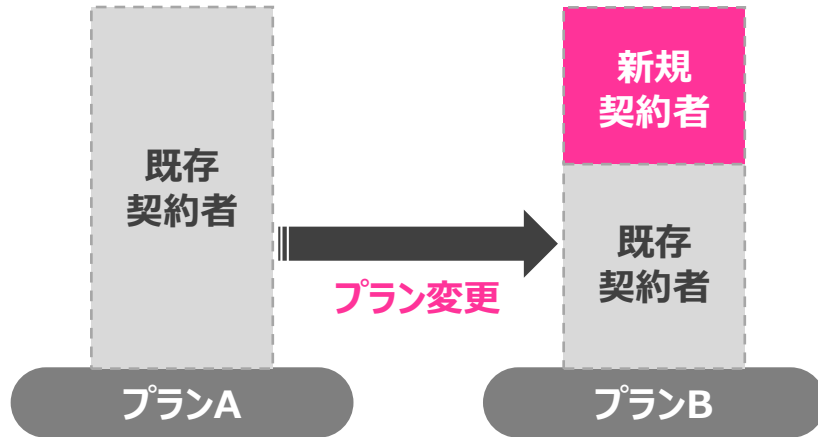


# 参考：新規獲得に向けた施策が現状実施できない背景

- ✓ 当社はMNOサービス開始当初より一貫して「シンプルなワンプラン」を提供
- ✓ その他プラン(旧MVNOプラン)の契約数が少ないことから、**規律に触れずに月額料金無料等の施策を実施することができない状況**

## 電気通信事業法 第27条の3

一定期間の月額料金無料は、  
新規獲得に加え、既存他プラン契約からの  
プラン変更をも対象とすることで実施可能



プラン変更をすることに該当する者が著しく  
制限されていないことが必要

## 当社プラン

当社は「シンプルなワンプラン」のみ提供

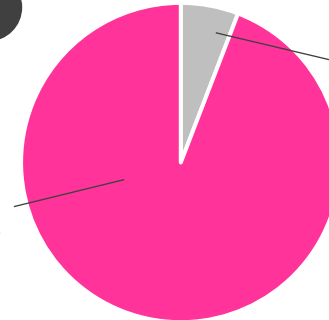
¥ 価格・データ通信  
使わなければ勝手に安くなる  
おトクなワンプラン



### プラン別契約割合

23年12月末時点

Rakuten  
最強プラン  
94%



その他  
(旧MVNOプラン加入者)  
6%

ワンプラン故にその他プランの契約数が少なく、  
「プラン変更をすることに該当する者が著しく制限」されてしまう



# 参考：実現した場合の当社における施策方針

## 規律緩和後の施策方針

- 新規顧客獲得に向けて当社の通信サービスを試していただくための施策を実施。  
なお、過去にモバイル市場で問題視されたような第27条の3の趣旨にそぐわない施策は実施しない。

### 電気通信事業法第27条の3 規律の趣旨

通信料金収入を原資とする**過度な端末値引き等**の  
誘引に頼った競争慣行を根絶

- ・ 端末購入等を条件とする通信料金の割引禁止
- ・ 回線セットの端末への利益提供の上限は2万円 等

期間拘束契約や高額な違約金等により、  
事業者・料金プランの**乗換え障壁**を是正

- ・ 期間拘束契約の期間の上限は2年
- ・ 違約金の上限は1,000円 等

# 参考：愛媛県におけるデジタルデバイス対策の取り組み



## 日本郵便と連携して「愛顔のスマホ相談窓口」を開設

### 郵便局100局でのリモートスマホ相談窓口設置

### コミュニティ型のスマホ教室の実施



- 1対1でスマホの相談ができる
- いつでも気軽に相談できる

- 6カ月間定期的にスマホ操作を学べる
- 様々な使い方を少しずつ学べる

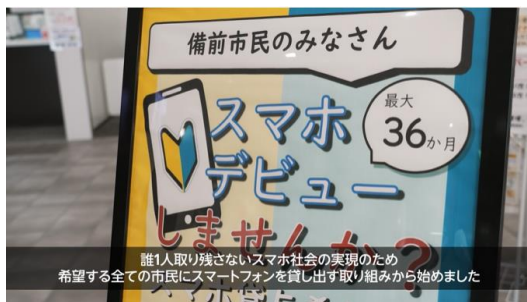
全国に2万4千の郵便局をもつ日本郵便と  
楽天のデジタルサービスのシナジーにより、新たな価値を創出

# 参考：岡山県備前市におけるスマホ貸し出し事業



## 岡山県備前市と包括連携協定を締結し、DX化促進をバックアップ

### スマホレンタル事業のサポート



- 備前市が端末代と最大3年間分のプラン料金を負担することにより、市民の負担なくスマートフォンを貸出
- コストを抑えたプラン提案により、希望するすべての市民へのスマホ貸与を実現

### スマホ教室 & リアルでスマホに慣れる場の提供



- 貸出申請者が基本操作を学べる
- 「楽天ヘルスケア」と連携したイベントで楽しみながらスマホに慣れることができる

全国49の自治体と包括連携・事業連携協定を締結しており (23年12月時点)  
地域の課題解決に向けた取り組みを実施中

# まとめ：指定対象事業者の見直しに関して

## ● 見直しの必要性

- MNO3社(ドコモ・KDDI・ソフトバンク)の事業者シェア合計は90%を超えており、**現在も寡占状態が継続**
- 低廉な新料金プランに理由なく乗り換ええない利用者には、**乗り換え検討のきっかけが必要**
- **チャレンジングな施策により利用者が新規参入事業者の通信サービスを気軽に体験できる環境の実現により、競争を活発化する必要性あり**

## ● 各種ガイドラインにおけるMNO・MVNOの区別について

- MNOにおいてMVNOと異なる設備等が必要となる分野のガイドラインにおいてはMNOとMVNOは区別して規律されている一方、それ以外のガイドラインにおいては一律に規律されている
- SIMロックは原則禁止され端末のネットワーク利用においてMNO・MVNOに差はなくなったことで、**MNOであることによる競争環境への影響が低下したことから、MNO・MVNO共通の規律（閾値等）を設けることは考えられる**

## ● 競争への影響力を考慮した基準設定

- **競争に与える影響が限定的な事業者が柔軟に施策が行える環境の実現が重要**
- 指定対象事業者の基準については、第二種指定事業者相当を対象とした「**シェア10%以上**」とすることが適切と考える

## 【 3. その他モバイル市場の競争促進に資する対策】 通信モジュール向けの通信サービスに関して

---

# ヒアリング項目（通信モジュール）

- **ヒアリング項目**

通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか

- **当社回答**

- ・ 使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することに異論なし
- ・ 指定対象役務の対象は、これまで通りガイドラインの範疇で総合的に判断される理解

# APPENDIX

---



# 参考：中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策に関するヒアリング事項

主なヒアリング事項への当社見解	
ヒアリング項目	楽天モバイル回答
ネットワーク利用制限に関して	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">構成員限り</div>
① 現在実施しているネットワーク利用制限の内容とその件数（推移）（4 類型ごと）。	
② ネットワーク利用制限を実施している理由（必要性）や有効性（4 類型ごと）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正に取得された端末の二次流通を抑止することで、犯罪行為を含む不正行為の抑止力として機能しております。</li> <li>詳細はP4-5をご参照ください。</li> </ul>
③ ②に関し、他の手段で担保することはできないのか（4 類型ごと）	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正取得された端末の二次流通、及び中古端末事業者や利用者への注意喚起等の効果があると認識しております。</li> <li>債務不履行を理由としたネットワーク利用制限については、端末の所有権が当社にないこと、分割払いの支払方法を「クレジットカード払い」のみとすることで未納発生を抑制できていることから、見直し検討は可能と考えます。</li> <li>詳細はP6をご参照ください。</li> </ul>
④ 中古端末を購入した第三者が通信料金を適切に支払っているにも関わらず、ネットワーク利用制限により、通話・通信の利用ができなくなる現状をどのように考えるか	
⑤ ネットワーク利用制限を禁止することについてどのように考えるか。また、禁止した場合の影響（4 類型ごと）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク利用制限を禁止することで、不正に入手された端末の二次流通が増加し、抑止力の消失により犯罪や不正行為が増加することが懸念されます。</li> <li>ネットワーク利用制限は、不正に取得された端末の二次流通を抑止することで、犯罪行為を含む不正行為の抑止力として機能している点を鑑み、慎重に判断いただきたい。</li> <li>詳細はP7をご参照ください。</li> </ul>



# 参考：競争を一層促進させるための実効性の高い対策に関するヒアリング事項

主なヒアリング事項への当社見解	
ヒアリング項目	楽天モバイル回答
指定対象事業者の見直しに関して	<p>① 指定対象事業者の基準について、MNO・MVNO共通の閾値を設けることについてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定対象事業者の基準については共通の閾値を設けることが考えられます。</li> <li>eSIMやMNPのように、提供に際してMNO側にMVNOと異なる設備が必要となる分野のガイドラインにおいては、MNOとMVNOは区別して規律されているものの、それ以外のガイドラインにおいては一律に規律されております。</li> <li>電通法27条の3等の運用に関するガイドライン制定時はMNOがSIMロックすることが可能でしたが、その後SIMロックは原則禁止され端末のネットワーク利用においてMNO・MVNOに差はなくなったことから、MNOであることのみによる競争環境への影響は低下しております。</li> <li>詳細はP10-11をご参照ください。</li> </ul>
	<p>② 指定対象事業者の閾値を、他の例にならい、例えば、10%、25%に変更することについてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入事業者が、競争環境に一定の影響力をもつまで、柔軟な施策が行える環境の実現が重要と考えます。</li> <li>その観点から、指定対象事業者の閾値については、第二種指定事業者相当を対象とした「シェア10%以上」とすることが適切と考えます。</li> <li>詳細はP12-13をご参照ください。</li> </ul>
	<p>③ また、②の基準に変更する場合に留意すべき点はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮に指定対象事業者の見直しを実施され、当社が第27条の3の指定から外れることとなったとしても、過去にモバイル市場で問題視されたような第27条の3の趣旨にそぐわない施策は実施いたしません。あくまで、新規顧客獲得に向けた当社の通信サービスを試していただくための施策を実施したいと考えます。</li> <li>詳細はP16をご参照ください。</li> </ul>

# 参考：その他モバイル市場の競争促進に資する対策に関するヒアリング事項

主なヒアリング事項への当社見解		
ヒアリング項目		楽天モバイル回答
通信 モジュール 向けの 通信 サービスに 関して	<ul style="list-style-type: none"><li>通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することに異論ありません。こちらに関して、指定対象役務の対象はこれまで通りガイドラインの範疇で総合的に判断される理解です。</li></ul>

**Rakuten** Mobile